

「一般社団法人日本手外科学会」定款施行細則第2号
名誉会員、特別会員及び海外特別会員に関する細則

(適用)

第1条 一般社団法人日本手外科学会（以下「本学会」という）は、名誉会員、特別会員及び海外特別会員に関する規則について定款第6条第4号及び第5号並びに第7条第4項に規定することの他にこの細則を定める。

(選出の要件と方法)

第2条 前条で定める各会員の選出のための要件は、以下のとおりとする。

(1) 名誉会員は、65歳以上の本学会会員で、下記の事項のいずれかを具備することを要する。

- ① 本学会の理事長経験者であること
- ② 本学会の学術集会会長経験者であること
- ③ 本学会に多大な貢献があったと特別に理事会が認めたもの

(2) 特別会員は、65歳以上の本学会会員で、下記の事項のいずれかを具備することを要する。

- ① 本学会の理事若しくは監事経験者であること
- ② 本学会の各種委員会委員長を2期以上務めた者であること

(3) 海外特別会員は、下記の事項を具備することを要する。

- ① 自国の手外科学会の正会員であり、本学会の発展に貢献できる者
- ② 本学会の代議員又は名誉会員2名の推薦を得た者
- ③ 所定の申込書を本学会事務局に提出した者
- ④ 原則として学術集会にて1回以上の教育講演を行ったか、本会員の留学の受け入れ等に多大な貢献があった者

2. 前条で定める各会員の選出の方法は、以下のとおりとする。

(1) 名誉会員及び特別会員は、理事会が承認した者とする。

(2) 海外特別会員は、本学会国際委員会がその窓口となり、同委員会が海外特別会員候補者の業績並びに本学会への貢献度を調査し、理事会に具申する。海外特別会員としての資格取得は、理事の推薦に基づき、理事会が承認した者とし、事後総会に報告する。海外特別会員の定員は、50名以内とする。

(権利)

第3条 第2条で定める各会員の権利は、以下のとおりとする。

- (1) 年会費は免除される。
- (2) 本学会が刊行する機関誌及びその他の出版物の頒布を受ける。
- (3) 学術集会，その他本学会が行う事業への参加ができる。
- (4) 本学会の機関誌及びその他の出版物への投稿，及び学術集会での発表の応募ができる。

(義務)

第4条 第2条で定める各会員の義務は，以下のとおりとする。

- (1) 名誉会員及び特別会員は，住所，氏名，所属などに変更がある場合には，速やかに本学会事務局に通知する義務を負う。
- (2) 海外特別会員は，下記の義務を負う。
 - ① 本学会の発展に寄与するため，原則として5年に1回は本学会の学術集会及びその他関連集会に出席，発表若しくは出題するか，機関誌或いはその他の学術出版物に投稿する。
 - ② 住所，氏名，所属などに変更がある場合には，速やかに本学会事務局に通知する。

(会員登録)

第5条 第2条で定める各会員は，理事会が本人の承諾を得て，その氏名を機関誌及びホームページ上に掲載し，公開する。

2. 名誉会員と特別会員の期限は，原則として設けない。
3. 海外特別会員の期限は5年とし，理事会の承認を経てこれを延長することができる。

附 則

1. この細則の変更は，理事会において行う。
2. この細則は，平成22年5月13日から施行する。
3. この改訂細則は，平成24年1月8日から施行する。
4. この改訂規則は，令和2年4月22日から施行する。